

## 令和 6 年度 白井市地域生活支援拠点 実績報告

## 【地域生活支援拠点等が担うべき機能（障害者総合支援法 第 77 条第 3 項 R6.4 改正後）】

## 1. 緊急時の支援体制・予防的支援

- **機能概要:** 居宅で生活する障害者等の、障害特性に起因する緊急事態への対処、緊急事態に備えるための相談、支援体制確保のための連携・調整、緊急時における一時的な宿泊場所等の受入体制確保。
- **実績:**
  - 社会福祉法人フラットが「白井市安心生活支援事業」を受託し、夜間・休日の電話相談・対応体制を構築。
  - 令和 6 年度の受電対応実績は 2 件、緊急出動はなし。
    - ◇ 実績が少ない要因として、事業の周知不足、または予防的支援（普段の各事業所のかかわり）により緊急事態が未然に防がれている可能性が考えられるが、詳細は不明。
  - 相談体制：「手織り（計画相談支援）」が拠点登録済み。
  - 予防的支援：コーディネーター未配置のため、支援が必要な方の把握は未実施。
  - 緊急時の宿泊場所：「ガーデンスクエア（短期入所）」が拠点登録済み。緊急時の受け入れ実績はなし。

## 2. 地域移行支援

- **機能概要:** 入所施設や病院、親元等からの地域生活への移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用機会の提供、関連する相談・情報提供、関係機関との連携・調整。
- **実績:**
  - 体験利用：「ガーデンスクエア（生活介護）」、「ホームしろい（共同生活援助）」が拠点登録済み。
  - 相談・調整・連携：コーディネーター未配置のため未実施。

## 3. 専門的人材の確保・育成

- **機能概要:** 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成。
- **実績:**
  - 令和 7 年 2 月 17 日、20 日に研修会「発達支援の 5 領域を踏まえた子ども主体の多様な児童支援」を開催。
  - 講師：光真坊 浩史 氏（全国児童発達支援協議会）
  - 申込者：両日合わせて 59 名
  - 研修内容は非常に好評であり、当日不参加者向けに白井市公式 YouTube チャンネルで後日配信を実施。

## 令和 7 年度 白井市地域生活支援拠点 事業計画

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（障害者総合支援法 第 77 条第 3 項 R6.4 改正後）】

## 1. 緊急時の支援体制・予防的支援

## ● 体制強化:

- 基幹相談支援センターに拠点コーディネーター機能を統合。
- 社会福祉法人フラット（基幹相談支援センター）が 24 時間 365 日の電話相談・対応体制を構築し、緊急時のコーディネートを担当。

## ● 予防的支援の推進:

- 基幹相談支援センターが、支援が必要な未把握者や計画相談に繋がっていない障害児者の簡易リストを作成し、緊急時に円滑な対応ができる体制を整備。
- 市内通所事業所で市内在住のセルフプランの方に対して一次アセスメントを実施。

## ● 資源の活用:

- 緊急時の宿泊場所：「ガーデンスクエア（短期入所）」が引き続き拠点登録。緊急時には基幹相談支援センターが利用調整を行う。
- 緊急時の訪問支援：「にこにこケアステーション（居宅介護）」が新たに拠点登録された。

## 2. 地域移行支援

## ● 体制:

- 基幹相談支援センター（拠点コーディネーター機能を含む）が、地域移行に関する対象者や関係機関職員への動機づけ支援等を担当。

## ● 具体的取り組み:

- 精神科病院や入所施設等への訪問を重ね、関係機関との連携基盤（顔の見える関係）を構築することから開始。

## 3. 専門的人材の確保・育成

## ● 計画:

- 大規模研修の開催については、市の予算確保状況に応じて検討・実施。
- 基幹相談支援センターにて出張研修を開催。

## 4. その他

## ● 重点活動

- 基幹相談支援センターへのコーディネーター機能統合により、令和 6 年度に実施が困難であった予防的支援や地域移行支援を積極的に推進。

## ● 体制拡充

- 拠点登録事業所の増加を目指し、市担当課と連携して市内事業所への訪問説明を行い、登録を促進。